



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 23 日 (火)
号外第 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(1) (循環型社会推進課) ······ 3

====公布された規則のあらまし====

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、産業廃棄物処理業者が取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を申請書及び許可証に記載することとなった。
- (2) (1)に伴い、省令等で規定されていない、産業廃棄物処理業者が取り扱う産業廃棄物について石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更した場合の手続等について定める。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業者が、取り扱う産業廃棄物について石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更した場合には、届出書を提出しなければならないこととともに、当該届出書に係る様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月23日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)</p> <p>第2条の2 <u>循環型社会推進課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。）又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。</u></p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)</p> <p>第2条の2 知事は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。</p>
<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)</p> <p>第3条 法第8条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、<u>循環型社会推進課長又は総合事務所長に許可証の再交付を申請することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を<u>循環型社会推進課長又は総合事務所長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)</p> <p>第3条 法第8条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、<u>知事に許可証の再交付を申請することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を<u>知事に提出しなければならない。</u></p>

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証（第1号に該当する場合にあっては、失った許可証）を循環型社会推進課長又は総合事務所長に返納しなければならない。

(1)～(3) 略

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証（第1号に該当する場合にあっては、失った許可証）を知事に返納しなければならない。

(1)～(3) 略

第5条 削除

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出)

第5条 法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）は、取り扱う法第2条第4項に規定する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更した場合には、速やかに様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)

第6条 産業廃棄物処理業者又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)

第6条 法第14条第1項若しくは第6項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 略

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第9条 略

2 略

3 第2条の2の規定は、前2項の届出により指定証の書換えを必要とする場合について準用する。この場合において、同条中「許可証」とあるのは「指定証」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の5による報告書を総合事務所長に提出するものとする。

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第9条 略

2 略

3 第2条第2項の規定は、前2項の届出により指定証の書換えを必要とする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「許可証」とあるのは「指定証」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の5による報告書を知事に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所長に提出するものとする。	2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を知事に提出するものとする。
3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所長に提出するものとする。	3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を知事に提出するものとする。
4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所長に提出するものとする。	4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を知事に提出するものとする。
(最終処分場の届出台帳の閲覧)	(最終処分場の届出台帳の閲覧)
第17条 法第19条の11第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。	第17条 法第19条の10第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。
(廃棄物再生事業者の登録の申請)	(廃棄物再生事業者の登録の申請)
第18条 政令第17条第1項に規定する申請書は、様式第12号によるものとする。	第18条 政令第15条第1項に規定する申請書は、様式第12号によるものとする。
(廃棄物再生事業者の登録証明書)	(廃棄物再生事業者の登録証明書)
第19条 政令第19条に規定する登録証明書（以下単に「登録証明書」という。）は、様式第13号によるものとする。	第19条 政令第17条に規定する登録証明書（以下単に「登録証明書」という。）は、様式第13号によるものとする。
(廃棄物再生事業者の変更の届出)	(廃棄物再生事業者の変更の届出)
第20条 政令第20条の規定による届出は、様式第14号により行うものとする。	第20条 政令第18条の規定による届出は、様式第14号により行うものとする。
2 第2条の2の規定は、前項の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合について準用する。	2 第2条第2項の規定は、前項の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合について準用する。
(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)	(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)
第21条 政令第21条の規定による届出は、様式第15号によるものとする。	第21条 政令第19条の規定による届出は、様式第15号によるものとする。
様式第3号（第5条関係）	様式第3号 削除

産業廃棄物処理業変更届出書
(石綿含有産業廃棄物関係用)

職氏名 様

年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物の含有の有無を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名 (印)
〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

変更した事 項の内容	新	旧
変更の理由		

- 注1 この届出書は、変更後速やかに提出すること。
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 産業廃棄物処理業許可証
 2 石綿含有産業廃棄物に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類

様式第11号（第17条関係）

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書
産業廃棄物

様式第11号（第17条関係）

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物
産業廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住所
請求者 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第12号（第18条関係）

廃棄物再生事業者登録申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第13号（第19条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住所

職氏名 様

一般廃棄物
産業廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住所
請求者 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第12号（第18条関係）

廃棄物再生事業者登録申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第13号（第19条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住所

氏名

〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕

氏名

〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日

職氏名

印

略

様式第14号（第20条関係）

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 〔印〕
〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第15号（第21条関係）

廃棄物再生事業場 廃止
休止 届出書
再開

職氏名 様

廃棄物再生事業場の 廃止
休止 について、廃棄物の処理及
再開

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日

職氏名

印

略

様式第14号（第20条関係）

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 〔印〕
〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第15号（第21条関係）

廃棄物再生事業場 廃止
休止 届出書
再開

職氏名 様

廃棄物再生事業場の 廃止
休止 について、廃棄物の処理及
再開

び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名 (印)
〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

略

注 略

び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名 (印)
〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

略

注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。